

砂防関係法令における違反等行為の対策マニュアル（概要版）

三重県県土整備部防災砂防課

令和3年12月策定

令和4年1月施行

第1 目的

このマニュアルは、「砂防関係法令に関する行政指導要綱」に基づき、砂防関係法令における違反等行為の是正のための標準的な事務処理手順を定めることにより、違反等行為への適切な対応を図ることを目的とする。

第2 定義

このマニュアルにおいて用いる用語の定義は以下のとおりとする。

1 砂防関係法令

防災砂防課で所管する次の法令をいう。

- ・砂防法（明治30年法律第29号）
- ・三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）
- ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・採石法（昭和25年法律第291号）
- ・砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- ・三重県土採取規制条例（平成13年三重県条例第8号）

2 違反等行為

次に掲げる行為をいい、「違反等行為者」とは、当該行為を行った者をいう。

- ・砂防関係法令に規定する要件に適合するよう所定の手続を行った者がその要件を逸脱した行為を行うこと
- ・砂防関係法令に規定する要件に適合しない行為を行うこと

3 重大な違反等行為

次に掲げる行為をいう。

- ・県民の生命、身体、財産その他法律上保護された利益に著しい損害を与えるおそれがある違反等行為

4 是正措置

次に掲げる措置をいう。

- ・原状回復又は違反等行為の是正や技術基準に適合するよう是正を求める措置

5 防災措置

次に掲げる措置をいう。

- ・違反等行為による災害の発生を防止するために実施を求める措置

6 三重県太陽光ガイドライン

三重県雇用経済部（ものづくり産業振興課所管）で策定した次のものを指す。

- ・「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（平成29年6月策定）

第3 違反等行為への対処

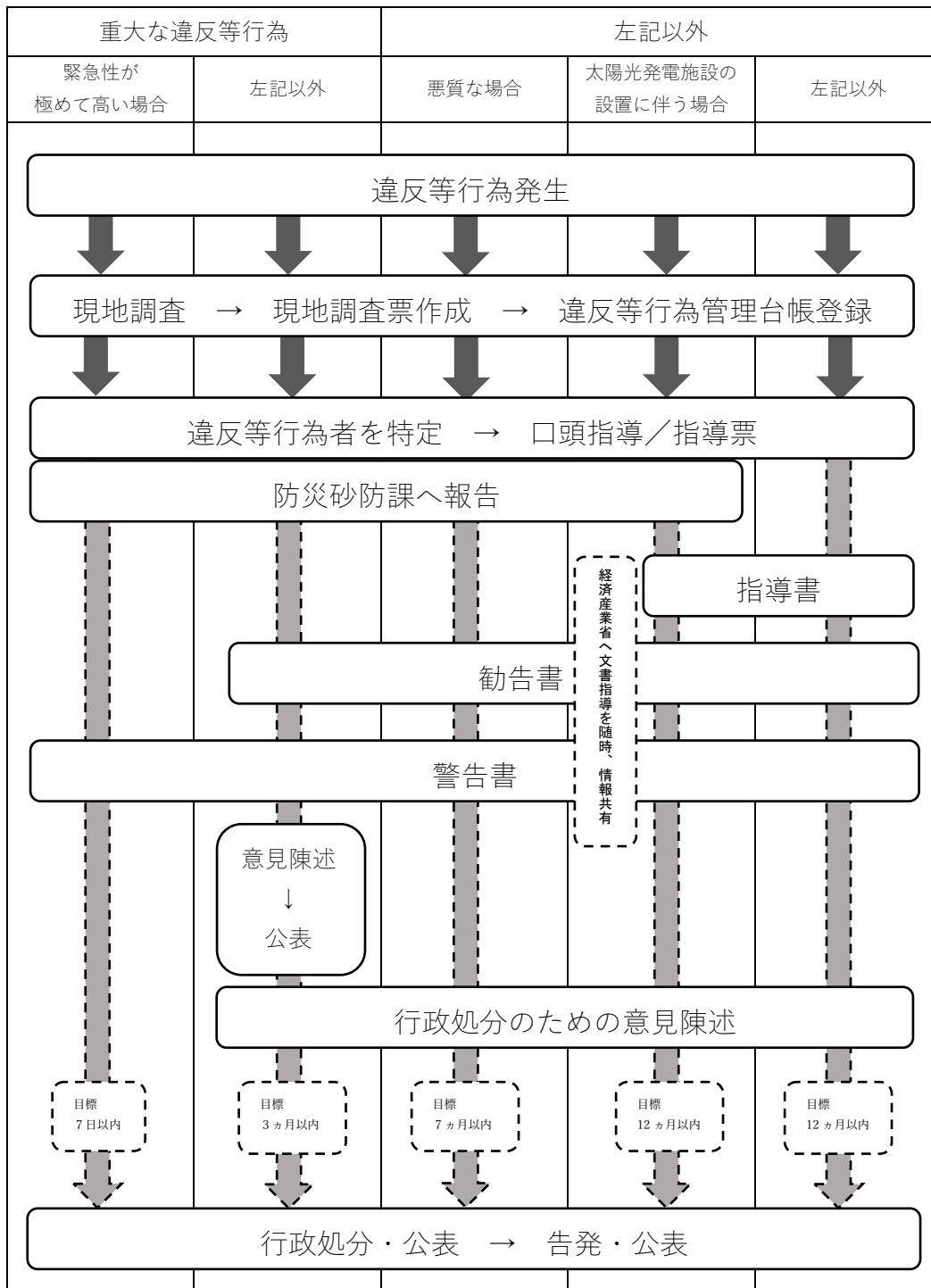
1 対処方針

違反等行為と思われる事案を発見もしくは通報を受けた場合は、速やかに違反等行為の有無の確認及び違反等行為者の特定を行い、違反等行為者に対して違反等行為の中止や是正を指示する。

発見からは是正及び行政処分を行うまでは、基本的には以下の表<行政指導等の基本的な実施方針>に掲げた対応を行う。

また、太陽光発電施設の設置に伴う違反等行為の場合は、三重県太陽光ガイドラインに基づき、雇用経済部（ものづくり産業振興課）を通じて、経済産業省へ相談を行う。

<行政指導等の基本的な実施方針>



2 事務処理の目標期間

違反等行為者の特定から行政処分（違反等行為の是正等の命令）までの事務処理目標期間は次を目安とする。

| 重大な違反等行為 | | 左記以外 | | |
|------------------|-----------|------------|----------------------|-----------|
| ① 緊急性が極めて高い場合 | ② 左記以外 | ③ 悪質な場合 | ④ 太陽光発電施設の設置に伴う場合 | ⑤ 左記以外 |
| 7日以内 | 3ヵ月以内 | 7ヵ月以内 | 12ヵ月以内 | 12ヵ月以内 |

※②のうち、県民の生命、身体に著しい損害を与えるおそれがある場合や大雨、台風等で災害の発生が予想される場合は、行政指導の一部を省略する等して、事務処理目標期間の短縮に努める。

※④であっても、①～③に該当する場合は当該項目に応じた事務処理目標期間で対応する。

3 違反等行為の確認

次の場所を注視し、違反等行為の未然防止に努めるとともに、違反等行為の進行初期の時点で対処していく。必要に応じて、砂防関係法令に基づく立入調査を実施する。

- ①住民等から通報のあった箇所
- ②過去に違反等行為があった箇所
- ③許認可を行っている箇所
- ④太陽光発電施設設置の計画箇所

4 情報管理及び関係機関への情報提供

違反等行為が確認された場合は、違反等行為管理台帳に登録し、今後の指導時に対応できるよう整理しておき、次に該当する場合は、防災砂防課へ提出する。

- ①重大な違反等行為
- ②悪質な違反等行為
- ③太陽光発電施設の設置に伴う違反等行為

また、違反等行為に関して他法令での違反等行為が疑われる場合は、関係機関へ情報提供するものとし、必要に応じて今後の指導等について連携して対処していく。

第4 違反等行為へ指導等の実施

1 行政指導

違反等行為者が特定できた場合は直ちに違反等行為の内容を説明した上で、違反等行為を中止するよう口頭により指導する。口頭による指導によっては是正されない場合は、文書による指導を実施していく。

違反等行為の内容及び周囲への影響等を考慮し、是正措置及び防災措置の内容を検討し、指導を実施していく。

指導内容として示した是正措置等の履行期限は最長1か月以内とする。ただし、その実施に考慮すべき必要な期間がある場合や重大な違反等行為の場合は、この限りにならないため、適宜、検討したうえで指示する。

2 行政処分

違反等行為者に対し、行政指導を行っても違反等行為が是正されない場合は、砂防関係法令に基づく許認可の取消し、措置命令等の行政処分を検討する。特に重大な違反等行為や悪質な違反等行為は行政処分を速やかに実施し、砂防関係法令に基づき、違反等行為者には是正措置等の履行を課す。

3 告発

違反等行為者に対し、行政処分を実施しても、なお、違反等行為が是正されない場合は、刑事訴訟法に基づく告発を検討する。特に重大な違反等行為や悪質な違反等行為は速やかに告発する。告発にあたっては、違反等行為及び行為者を特定した段階で早めに所轄警察署に相談を行うなどし、あらかじめ、告発に向けた準備を行っておく。

第5 違反等行為の公表

違反等行為者に対し、行政指導を行っても、なお、違反等行為が是正されないときで、次の各号のいずれにも該当する場合は、三重県行政手続条例第30条第3項に規定する意見陳述を実施したうえで、行政指導の事実又は違反等行為者が行政指導に従わない事実の公表を行う。

- ① 正当な理由なく、違反等行為者が違反等行為を是正しない場合
- ② 違反等行為により、県民の生命、身体、財産その他法律上保護された利益に著しい損害を与えるおそれがある場合

ただし、上記の意見陳述を実施する時間がない場合は、三重県行政手続条例に基づく公表は実施しない。

なお、行政処分、告発を実施した場合には必要と認められる情報の公表を検討する。

第6 太陽光発電施設設置に伴う違反等行為への対応

再生可能エネルギーの導入が促進されるなか、県内で太陽光発電施設の設置に伴う違反等行為が発生しており、今後、同様の違反等行為が発生しないとは言い難い状況である。このため、必要に応じて以下の対応を行っていく。

- ① 太陽光発電事業計画者に対して、リーフレットによる注意喚起
- ② 三重県太陽光ガイドラインに基づき提出された事業概要書の内容確認及び現地確認
- ③ 三重県太陽光ガイドラインに基づき、経済産業省へ速やかに相談を実施